

別表十四の二
「26」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 業 度	法人名
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96第1項」※1※2
- ② 「区分番号」欄：「10381」※1又は「10407」※2
- ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、認定特定非営利活動法人※1又は特例認定特定非営利活動法人※2が記載されているものの合計額

※1 第68条の96第1項(区分番号：「10381」)
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合
※2 第68条の96第1項(区分番号：「10407」)
特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 26
				円
計				

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

個 別 帰 属 額 の 計 算				
連 結 法 人 名				
当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	円	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28		34
	その他の寄附金額	29	損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35
	計 (27)+(28)+(29)	30		
	国外関連者に対する寄附金額	31	個 別 帰 属 額	36
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30)-(31)	32		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33		

別表十四の二 令四・四・一以後終了連結事業年度分